

15【外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社】

16【振替機関に関する事項】

17【保管に関する事項】

18【その他】

【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】

19【外国新優先出資引受権の内容】

20【外国新優先出資引受権の行使期間】

21【外国新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次事項】

22【外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項】

23【代用払込みに関する事項】

24【その他】

第2【外国特定優先出資証券】

1【種類】

2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

3【額面金額】

4【発行数】

5【発行（売出）価額の総額】

6【発行（売出）価格】

7【資本組入額の総額】

8【資本組入額】

9【外国優先出資の内容】

10【配当の方法】

11【募集の方法】

12【申込証拠金】

13【申込期間及び申込取扱場所】

14【払込期日及び払込取扱場所】

15【引受け等の概要】

16【その他】

第3【売出しに係る特定外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第4【手取金の使途】

第二部【参照情報】(2)

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、
以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期（自 年 月 日 至 年 月

日) 年 月 日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

計算期間 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日 (年 月 日) までに、臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日関東財務局長に提出

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日関東財務局長に提出

6 【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本届出書提出日 (年 月 日) までに、外国会社臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 の訂正報告書) を 年 月 日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】 (3)

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第三部 【特別情報】

【特定外国資産流動化証券の様式】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。

(1) 届出の対象とした募集 (売出) 特定外国資産流動化証券の形態及び金額

a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態 (特定社債券 (法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。) の性質を有するもの、特定優先出資証券の性質を有するものの別等) 及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(2) 参照情報

- a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。
- c 参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(3) 参照書類の補完情報

- a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号の三様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第3号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。
- b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。